



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………

…(建設局道路管理部監察指導課)…

○都立公園の公募設置等計画の認定(二件)……………

…(建設局公園緑地部公園課)…

告示 (海区漁調)

○東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………

…(東京都海区漁業課)…

告示

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

東京都告示第七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和四年一月七日

西多摩郡瑞穂町大字武蔵三、幅員三百七十五番三から同番五まで、三百七十六番四、同番五及び三百八十番一の各一部

東京都告示第七十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

都道新宿国立線

二 指定する区間

杉並区上高井戸二丁目四百六十七番二地先から同区久我山一丁目三百五十三番十一地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道新宿国立線

杉並区上高井戸二丁目〜久我山一丁目

高速自動車国道・一般国道

都道

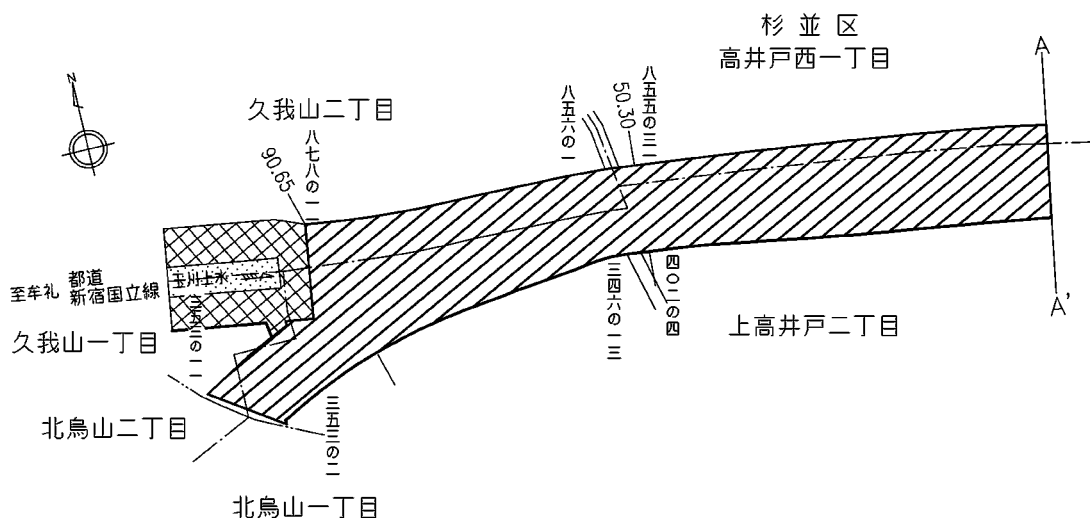
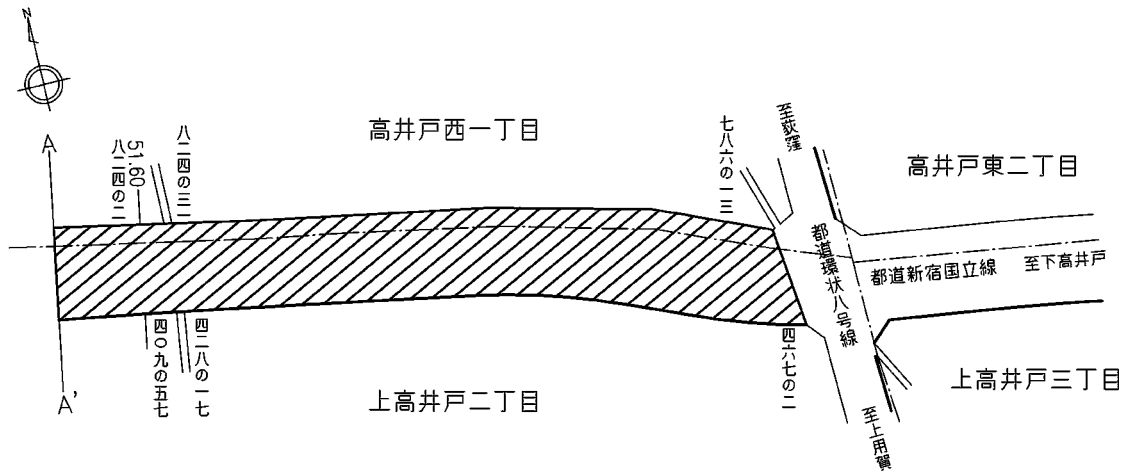
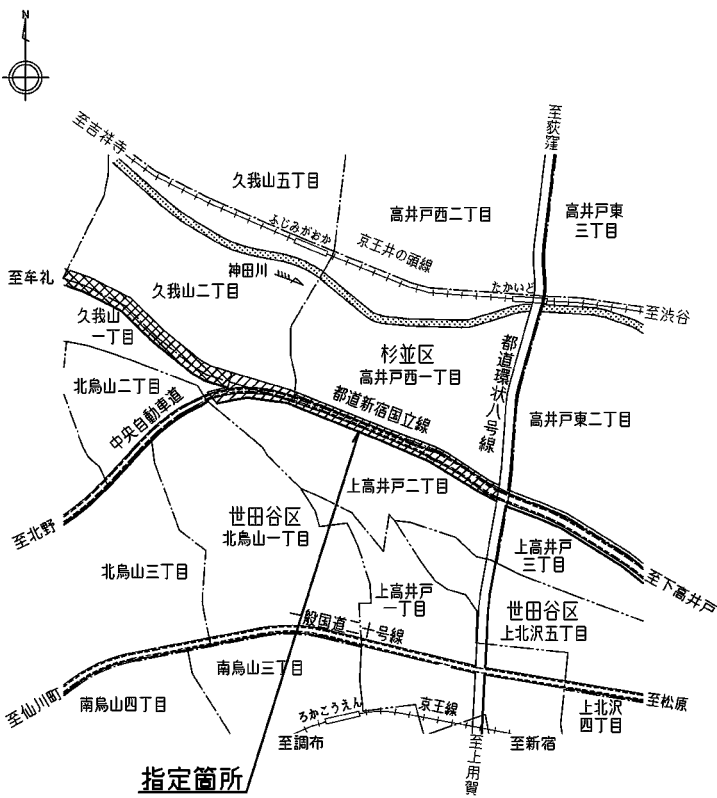
特別区道

指定区間

延長 一、〇三六・四六メートル

既指定区間

(電線共同溝予定名称 新宿国立・十号)



●東京都告示第七十二号

東京都立明治公園の整備・管理運営事業（公募設置管理制度）における公募設置等計画については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので告示する。

令和四年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 認定計画提出者 Tokyo Legacy Parksグループ
- 二 認定した日 令和四年一月二十五日
- 三 認定の有効期間 公募対象公園施設の工事着手の日から二十年間
- 四 指定した公募対象公園施設の場所 東京都立明治公園内指定場所（別図のとおり）

別図

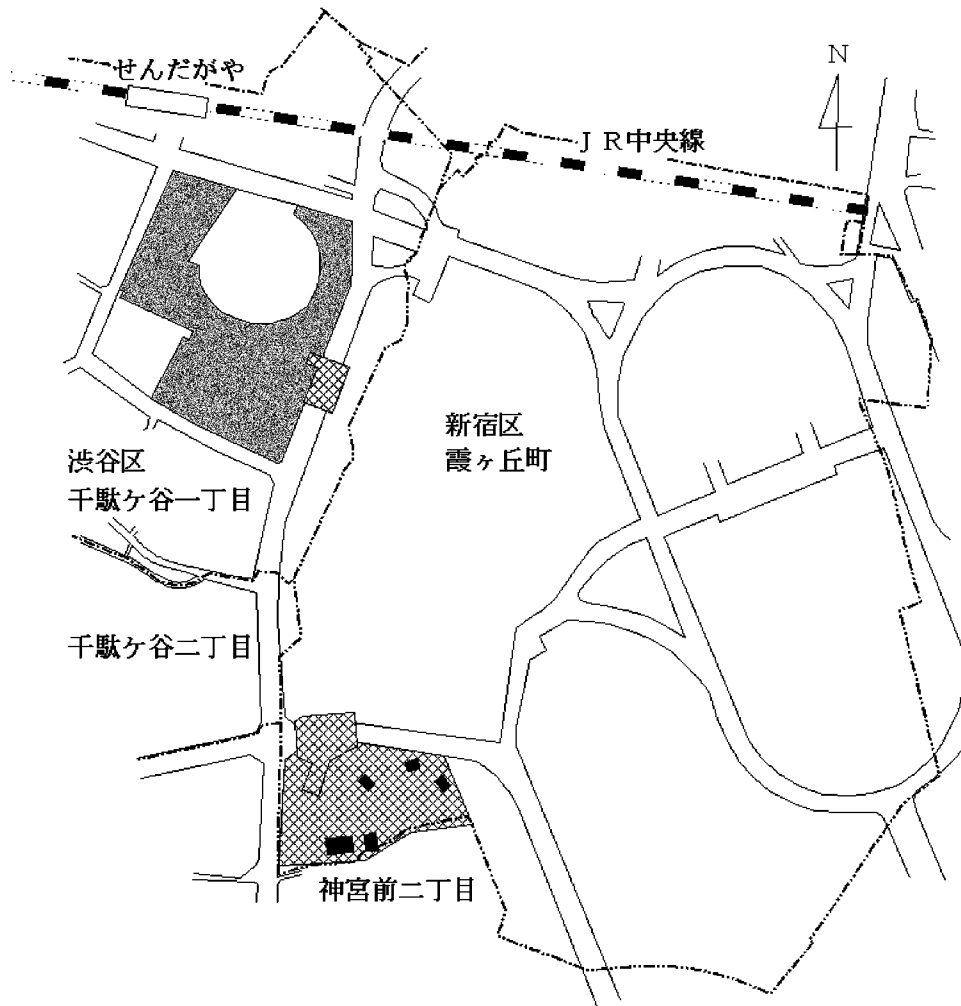
東京都立明治公園整備・管理運営事業（公募設置管理制度）

公募対象公園施設指定場所 新宿区霞ヶ丘町地内、渋谷区神宮前二丁目地内

事業対象区域

公募対象公園施設指定場所

既開園地



●東京都告示第七十三号

東京都立代々木公園の整備・管理運営事業(公募設置管理
理制度)における公募設置等計画については、都市公園法
(昭和三十一年法律第七十九号)第五条の五の規定に基づ
き、次のとおり認定したので告示する。

令和四年一月二十六日




東京都知事 小 池 百合子

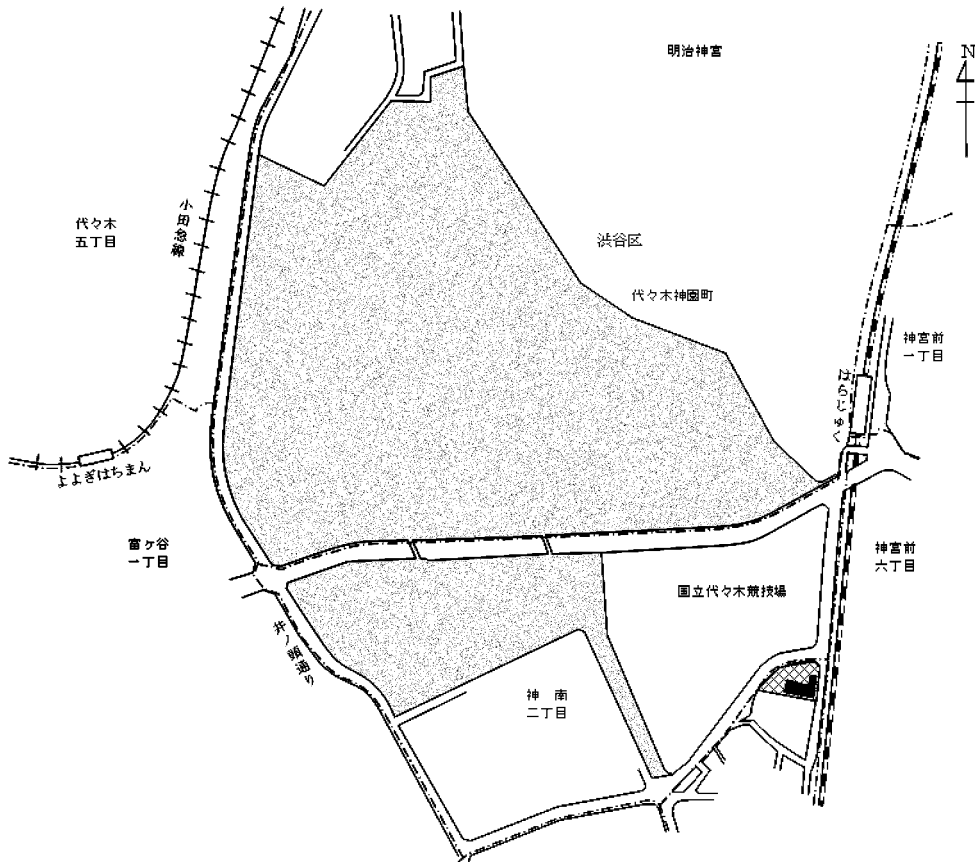
- 一 認定計画提出者 代々木公園STAGESグループ
- 二 認定した日 令和四年一月二十五日
- 三 認定の有効期間 公募対象公園施設の工事着手の日
から二十年間
- 四 指定した公募対象 東京都立代々木公園内指定場所
公園施設の場所 (別図のとおり)

別図

東京都立代々木公園整備・管理運営事業(公募設置管理
理制度)

公募対象公園施設指定場所 渋谷区神南一丁目地内

-  事業対象地
-  公募対象公園施設指定場所
-  既開園地



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十條第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

令和四年一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

(一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁

(二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁

(三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁

(四) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第

六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

(一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

(二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

(三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五

十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

(四) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 令和四年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。(操業方法等)

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁

業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合
い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。
い。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を
操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行う
ものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿すゐの使用は禁
止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時
に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和四年二月一日から令和五
年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁
業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、
かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣
ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」とい
う。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七
号)第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示す
る。

令和四年一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」とい

う。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、こ
の限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都
所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を
使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業
(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、
式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島
(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、

八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、
須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千
五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上

の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次
のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければなら
ない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻
とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 百六十隻

神奈川県 八十隻

千葉県 四十隻

静岡県 五十二隻

その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する
船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持すると
ともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければ

ならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和五
年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業実績
報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する
取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年三月一日から令和五
年二月二十八日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市西砂町二丁目十一番六、立川市西砂町二丁目十一番
同番十四、同番十七、同番十 地の八
八の一部及び同番十九 小山 雅之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 池袋ビル
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋二丁目二十八番十号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更前の設置者の代表者名 若林 辰雄
- 六 変更後の設置者の代表者名 長島 巖
- 七 変更日 令和二年四月一日
- 八 届出日 令和三年十二月二十三日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を

除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 WATERS takeshiba (ウォーターズ竹芝)
- 二 店舗所在地 港区海岸一丁目十番三十号ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャポン株式会社ほか二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャポン株式会社ほか二名
- 七 変更日 令和三年七月三十一日ほか
- 八 届出日 令和三年十二月二十四日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 アトレ吉祥寺
- 二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二四号
- 三 設置者名 株式会社アトレ

四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百四十八名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百五十五名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか十一名

八 変更前の小売業者の代表者名 矢野 由香(株式会社ベストライズ)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 中村 近史(株式会社ベストライズ)ほか

十 変更日 令和三年八月二十日ほか

十一 届出日 令和三年十二月二十四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アトレ秋葉原
- 二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目十七番六号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドンクほか二十九名
- 六 変更後の小売業者 株式会社ドンクほか二十四名

の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社三省堂書店ほか三名

八 変更前の小売業者の代表者名
亀井 忠雄(株式会社三省堂書店)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名
亀井 崇雄(株式会社三省堂書店)ほか

十 変更日
令和三年十二月十日ほか

十一 届出日
令和三年十二月二十四日

十二 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間
令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

